

広島県物品管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十号

広島県物品管理規則等の一部を改正する規則

(広島県物品管理規則の一部改正)

第一条 広島県物品管理規則(昭和三十九年広島県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(電算処理) 第四十六条 この規則に規定する帳票又は帳簿は、電子計算組織により処理する場合においては、別に知事が定めるところにより、電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をもつて調製することができる。</p>	<p>(電算処理) 第四十六条 この規則に規定する帳票又は帳簿は、電子計算組織により処理する場合においては、別に知事が定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方式により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製することができる。</p>
2 (略)	2 (略)

(広島県予算規則の一部改正)

第二条 広島県予算規則(昭和三十九年広島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(電算処理) 第二十五条 この規則に規定する帳票又は帳簿は、電子計算組織により処理する場合においては、別に知事が定めるところにより、電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をもつて調製することができる。</p>	<p>(電算処理) 第二十五条 この規則に規定する帳票又は帳簿は、電子計算組織により処理する場合においては、別に知事が定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方式により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製することができる。</p>
2 (略)	2 (略)

(広島県公有財産管理規則の一部改正)

第三条 広島県公有財産管理規則（昭和三十九年広島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五十四条 財産管理課長は、財産に関する権利の得喪変更その他の財産の異動があつた場合には、直ちに前条の台帳にこれを記載（第六十九条の規定により電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製する台帳にあつては、記録。以下この章において同じ。）しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第五十四条 財産管理課長は、財産に関する権利の得喪変更その他の財産の異動があつた場合には、直ちに前条の台帳にこれを記載（第六十九条の規定により磁気ディスクをもつて調製する台帳にあつては、記録。以下この章において同じ。）しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(異動報告)</p> <p>第六十二条 課又は地方機関の長は、当該課又は地方機関において管理する財産について増減その他の異動があつたときは、別記様式第三十八号による報告書により、直ちに財産管理課長に報告（第六十九条の規定により電磁的記録媒体をもつて台帳を調製する財産にあつては、当該台帳に記録）しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(異動報告)</p> <p>第六十二条 課又は地方機関の長は、当該課又は地方機関において管理する財産について増減その他の異動があつたときは、別記様式第三十八号による報告書により、直ちに財産管理課長に報告（第六十九条の規定により磁気ディスクをもつて台帳を調製する財産にあつては、当該台帳に記録）しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(定期報告)</p> <p>第六十三条 課又は地方機関の長は、当該課又は地方機関において管理する財産について毎会計年度末現在における数量及び当該会計年度における年間の異動について別記様式第三十九号による報告書により、翌会計年度の四月三十日までに財産管理課長に報告しなければならない。ただし、第六十九条の規定により電磁的記録媒体をもつて台帳を調製する財産については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定期報告)</p> <p>第六十三条 課又は地方機関の長は、当該課又は地方機関において管理する財産について毎会計年度末現在における数量及び当該会計年度における年間の異動について別記様式第三十九号による報告書により、翌会計年度の四月三十日までに財産管理課長に報告しなければならない。ただし、第六十九条の規定により磁気ディスクをもつて台帳を調製する財産については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電算処理)</p> <p>第六十九条 この規則に規定する帳票又は台帳は、電子計算組織により処理する場合においては、別に知事が定めるところにより、電磁的記録媒体をもつて調製することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電算処理)</p> <p>第六十九条 この規則に規定する帳票又は台帳は、電子計算組織により処理する場合においては、別に知事が定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方式により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製することができる。</p> <p>2 (略)</p>

(広島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 広島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十七年広島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三條 (電磁的記録による保存の方法)</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録による作成の方法)</p> <p>第四條 民間事業者等が、条例第四条第一項の規定により、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。</p> <p>第八條 (電磁的記録による交付等の方法)</p> <p>第八條 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 (略)</p>	<p>第三條 (電磁的記録による保存の方法)</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録による作成の方法)</p> <p>第四條 民間事業者等が、条例第四条第一項の規定により、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。</p> <p>第八條 (電磁的記録による交付等の方法)</p> <p>第八條 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 (略)</p>

(広島県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第五条 広島県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年広島県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(書面の保存等における情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十九条 条例第九条第二項に規定する書面の作成に代えて行う当該書面に係る電磁的記録の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製する方法によるものとする。</p>	<p>(書面の保存等における情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十九条 条例第九条第二項に規定する書面の作成に代えて行う当該書面に係る電磁的記録の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製する方法によるものとする。</p>
<p>第二十条 (略)</p> <p>一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより備え置く方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより備え置く方法</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二十条 (略)</p> <p>一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法</p> <p>2 (略)</p>

(社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第六条 社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(令和二年広島県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(入居申込者に対する説明、契約等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2-6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法</p> <p>8-11 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(入居申込者に対する説明、契約等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2-6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法</p> <p>8-11 (略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(建築士法施行細則の一部改正)

第七条 建築士法施行細則(昭和二十五年広島県規則第百八十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録状況の報告) 第十三条の八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法</p> <p>(広島県指定登録機関への書類の交付) 第十三条の十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを広島県指定登録機関に交付する方法</p> <p>(二級建築士等試験事務の実施結果の報告) 第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法</p>	<p>(登録状況の報告) 第十三条の八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法</p> <p>(広島県指定登録機関への書類の交付) 第十三条の十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを広島県指定登録機関に交付する方法</p> <p>(二級建築士等試験事務の実施結果の報告) 第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。